

## (参考)【NPO 法立法時の国会審議録】

衆・内閣委（平成9年5月29日）

質問者：金田誠一議員（民主）

「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする」というものは、これは認証外になってしまうわけでございますけれども、その解釈でございます。

時に政府の政策と必ずしも同じではない政策、時の政府の政策と異なる政策を掲げて活動する団体も当然あると思いますが、そのような団体であっても、この法律の要件に適合すれば法人格を当然のこととして取得できると、こう解してよろしいかどうか、改めて伺います。

答弁者：辻元清美議員（社民）

ここの部分は、この案をつくるときにも随分議論してきた部分であるので、正確にお答えするために、私たちがこの提案者と、そして法制局の皆さんのお知恵もかりまして、一文つくってありますので、これをしっかり読ませていただきますので、ご確認下さい、間違えると大変ですから。

「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義、議会主義というようなものがこれに当たる。」この政治上の主義と政治上の施策とは区別されております。ですから、政治上の施策の推進、支持、反対を主たる目的とすることは禁止されておられません。この政治上の施策とは、政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止や自然保護、老人対策等というものと解されております。

なお、主たる目的とするものであってはならないと規定されておりますから、政治上の主義の推進等であっても、これを従たる目的として行うことは禁止されておられません。

それと、今ご指摘の、さまざまな政策を提言していく、これは今いろいろな市民活動の中でも活発に行われていることで、これは施策に当たりますので、できるというふうな解釈です。それから、その施策に対する政策提言が、どのようなお立場であっても、この法律によっては制限されるものではないというふうに確認できます。

ですから、これが非常識に運用されることはないと考えておりますし、いろいろな監督等もつけてありますので、それはそこで対処できると思っておりますので、自由にそのことはやっていただいて結構です。